

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)及び人格のない社団等の分

平十二・四・一以後終了事業年度分

納税地 (ふりがな)		電話( )		平成 年月日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※	白色申告		一連番号	
												事業種目			
法人名 (ふりがな)				期末現在の資本の金額又は出資金額		円				税務		整理番号(法源番号)			
代表者自署押印				同非区分		同族会社	非同族の同族会社	非同族会社		申告区分		兆	十億	百万	
代表者住所				経理責任者自署押印						申告区分		年	月	日	
				旧納税地及び旧法人名等						申告区分		年	月	日	
				添付書類		貸借対照表、損益計算書、 損益金処分表、勘定科目内訳明細書				郵便官署消印		省略	年	月	
										別送付欄		年	月	日	
										別送付表		要否	○	○	

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

申告書

(中間申告の場合 平成 年月日)  
(の計算期間 平成 年月日)

所得金額又は欠損金額 (別表四「38の①」)		1	十億	百万	千	円
法人税額 (36) 又は (37)	2					
法人税額の特例別空除(税額 別表六「30」+別表六「27」+別表六「15」 +別表六「29」+別表六「28」+別表六「26」+別表六「11」 +別表六「22」+別表六「24」+別表六「25」+別表六「19」 +別表六「21」+別表六「23」+別表六「20」+別表六「21」)	3					
差引法人税額 (2) - (3)	4					
リース特別控除取戻税額 (別表六「30」+別表六「27」+別表六「15」 +別表六「29」+別表六「28」+別表六「26」+別表六「11」 +別表六「22」+別表六「24」+別表六「25」+別表六「19」 +別表六「21」+別表六「23」+別表六「20」+別表六「21」)	5					
利課税土地譲渡利益金額 (別表三「22」+別表三「23」+別表三「24」 +別表三「25」+別表三「26」+別表三「27」+別表三「28」)	6		0	0	0	
土利課税土地譲渡金 (同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41))	7					
留保金 (課税留保金額 (別表三「30」))	8		0	0	0	
同上に対する税額 (別表三「38」)	9					
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10			0	0	
仮契約に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11					
控除税額 (((10)-(11))と(44)のうち少ない金額)	12					
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	13		0	0	0	
中間申告分の法人税額	14			0	0	
差引確定(中間申告の場合はその 法人税額とし、マイナスの (13)-(14)の場合は、(17)へ記入)	15			0	0	
法人税額の計算 (1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少い金額 (1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(30)	30		0	0	0	
所得金額(1) (30)+(31)	31			0	0	
所得金額(1) (33)	32		0	0	0	
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	38				0	
同上 (別表三(二)「26」)	39				0	
控除税額の計算 所付税額等(別表六「23」の計 +別表六「6」③又は別表六 「付表8」若しくは「13」)	42					
外國税額 (別表六(二)「18」)	43					
計 (42)+(43)	44					
控除した金額 (12)	45					
控除しなかった金額 (44)-(45)	46					
中間配当の効力発生の日	平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日			

この申告による還付金額 (46)	16	所得税額等の還付金額 (46)		17	中間納付額 (14)-(13)		18	欠損金の繰戻しによる還付請求税額		19	計 (16)+(17)+(18)		20	所得金額又は欠損金額	
													21	課税土地譲渡利益金額	
この申告が修正申告である場合	25	この申告前	26	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	27	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	28	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	29	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	30	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	31	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	32
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	33	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	34	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	35	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	36	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	37	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	38	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)))	39		
土税額の譲渡内渡 (別表三(三)「21」)	40	土税額の譲渡内渡 (別表三(三)「21」)	41	土税額の譲渡内渡 (別表三(三)「21」)	42	中間配当の金額	43	利益の配当(剩余金の分配)の金額 (中間配当の金額を除く。)	44	利益又は剩余金処分による賞与の額	45	銀行	支店	預金	郵便局
中間配当の金額	46	中間配当の金額	47	利益の配当(剩余金の分配)の金額 (中間配当の金額を除く。)	48	利益又は剩余金処分による賞与の額	49	銀行	支店	預金	郵便局	口座番号	貯金記号番号	郵便局	—
還付金を受けようとする金融機関等	50	※税務署処理欄	51		52		53		54		55				